

都市計画法第32条の同意、協議申請について

●都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請の有無

開発行為	同意申請について
専用住宅 (公共下水道の供用開始区域内)	省略することができる
専用住宅 (公共下水道の供用開始区域外流入 が必要)	必要
専用住宅以外	必要

○32条の規定に基づく協議について、公共樹及び本管接続の軽微な工事の場合、協議については省略することが出来る。

●都市計画法第32条の規定に基づく同意、協議申請書の添付書類(申請書に下記部数添付)

添付書類	同意申請			同意及び 協議申請			
	起案用	控え申請者	添付用 開発申請	起案用	控え申請者	添付用 開発申請	締結用 協議
(1) 一般開発事業協議申請書(写し) または、小規模開事業申請書(写し)	正1	副1	副2	正1	副1	副2	—
(2) 制限行為許可書(写し) ※区域外流入の場合	正1	副1	—	正1	副1	—	—
(3) 位置図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(4) 区域図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(5) 委任状	正1	副1	—	正1	副1	—	—
(6) 公図写し	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(7) 土地利用計画図	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(8) 排水計画平面図	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(9) 縦断図 (下水道台帳と整合する高さとする)	正1	副1	副2	正1	副1	副2	正1・副1
(10) 断面図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(11) 各種構造図	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1
(12) その他必要と認める図書	正1	副1	—	正1	副1	—	正1・副1

公共下水道施設工事完了届出書の提出に当たって

1 添付書類について

- ・案内図

- ・平面図

本管の口径・延長・勾配、取付管の口径と上流マンホールからの距離、公共樹の深さ、マンホールのオフセット（任意の境界から3点）等を記入してください。公共樹やオフセットは平面図に書ききれなければ別の図面でも構いません。

- ・縦断面図

高さは春日部市の下水道台帳を基準に作成してください。

- ・取付断面図

平面図に公共樹の深さを記入する場合は提出不要です。

- ・写真

管布設工、マンホール設置工、取付管工、ます設置工、掘削・埋戻し（路床）、路盤工、舗装復旧工（仮復旧または本復旧）等の写真をご提出ください。

特に不可視部分（管基礎の幅・厚さ、マンホール基礎の幅・厚さ）や、埋戻し（最大20cm/層）、下層路盤（最大20cm/層※）、上層路盤（最大15cm/層※）、舗装（最大7cm/層）の写真を忘れずにご提出ください。

※国道、県道については管理者の基準に従ってください。

- ・その他

出来形は朱書きにて記載をお願いします。マンホールと本管の接続部は必ず可とう継手を設置してください。既設のマンホールを削孔して接続する場合は、軸体の継ぎ目には絶対削孔しないでください。

2 完了検査について

検査日は、原則書類（写真を含む一式）を窓口にご提出していただいた時に調整させていただきますが、電話にて調整も可能です。

現地での検査項目は、管底高（レベル）、勾配、マンホール地盤高・オフセット、延長、本管の通り（ミラー、ライト）、取付管の上流からの距離、公共樹の深さです。検査日は現地で準備をお願いします。

【問い合わせ先】

春日部市 上下水道部 施設管理課 下水道施設担当

048-739-6823